

## ながさき建設産業助成事業 審査委員会設置要項

### (目 的)

第1条 この要項は、ながさき建設産業助成事業実施要領第6条第4項の規定により、ながさき建設産業助成事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (審査委員会の事務)

第2条 審査委員会は、申請者から提出された申請書等により、次に掲げる事項等に基づき、助成金を支給すべきかについて審議を行う。

- (1) 地域社会の健全な発展における必要性
- (2) 社会資本を担う人材育成における有効性
- (3) 実現性
- (4) 先駆性・創造性
- (5) 収支計画の妥当性

2 継続申請については、前項の規定にかかわらず、1年目の評価及び継続の妥当性について審議する。

### (組 織)

第3条 委員は、公平な立場にある有識者等の中から、理事長が委嘱する。

2 審査委員会は、3人で組織する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

### (委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員長は、理事長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長が代理する。

### (会 議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、委員の代理出席は認めないものとする。

3 決議は、出席委員の過半数により行う。

### (審査委員会の庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、公益財団法人長崎県建設技術研究センターにおいて処理する。

### (その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が別に定めるものとする。

附則

1. この要項は、令和 4年3月 1日から施行する。
2. この要項は、令和 5年4月17日から施行する。